田原市住生活基本計画

2017 2025



- 目 次 -

はじめに
1. 策定の背景と目的2
2. 計画の期間3
3. 計画の位置付け3
第 1 章 住宅施策の方向性5
1 – 1 住生活基本法に基づく住まい・ まちづくりの方向6
1 – 2 田原市の上位計画・関連計画8
第 2 章 住まい・まちづくりの特性と課題の整理13
2 – 1 田原市の地域特性14
2 - 2 田原市の人口・住まいの特性16
2 – 3 各種アンケート等の結果からみた現状と課題29
2 – 4 田原市らしい住まい・まちづくりのための主要課題35
第3章 基本理念と基本方針41
3 – 1 基本理念・基本方針の枠組み42
3 – 2 基本理念43
3 – 3 住宅の将来目標量【政策目標】45
3 – 4 基本方針50
第4章 推進施策57

4 – 1 便利で賑わいのある住まい・まちづくり58
4 – 2 産業の活力を活かした新規定住を促す住まい・まちづくり
4 – 3 安心・安全に住み続けられる住まい・まちづくり
4 – 4 豊かな環境を享受できる住まい・まちづくり
4 – 5 地域の特性を活かした住まい・まちづくり84
第 5 章 地域別の方針 87
第 6 章 推進体制 97
6 – 1 市民・事業者・行政の協働で取り組む住まい・まちづくり
6 – 2 計画の実現に向けて101
■参考資料105
I 住宅施策の実施状況106
Ⅱ 住民意向調査結果111
Ⅲ 用語集116

はじめに

- 1. 策定の背景と目的
- 2. 計画の期間
- 3. 計画の位置付け

1. 策定の背景と目的

(1) 成熟社会に対応するための住宅施策の見直し

国においては、平成 18 年に住生活基本法を制定し、これに基づいて豊かな住生活を実現するための住宅政策のあり方とともに、住生活の安定の確保・向上に関する施策の総合的推進を図るために、住生活基本計画を示しました。平成 28 年には、少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止めた見直しを行い、今後 10 年の住宅政策の指針として、新たな住宅政策の方向性を提示した「住生活基本計画」(計画期間:平成 28 年度~平成 37 年度)が示されました。

愛知県においては、この住生活基本法に基づき、人口減少、超高齢社会の本格化、住宅ストックの増加、リニア中央新幹線開業への期待など社会情勢の変化に伴い「愛知県住生活基本計画 2025」を策定し、『「安全・安心」に暮らす、住まいを「未来」へつなぐ、あいちの「魅力」を高める』を住まい・まちづくりの基本的な方針とする計画を示しました。

さらに近年では、ライフスタイルの多様化、住宅の省工ネ化、老朽空き家問題、南海トラフ地震による甚大な被害予想、耐震性への関心の高まり等に伴い、総合的な住宅施策の展開が求められるようになってきています。

(2) 本市の創生に資する住宅施策の推進

本市では、平成 28 年度に「田原市住生活基本計画」を策定し、総合的かつ長期的な観点から 住宅施策を推進しています。

また、本格的な人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、本市の最上位計画である「改定版 第 1 次田原市総合計画」や、長期的視点にたった都市の将来の姿や具体の整備方針を定める「改定版 田原市都市計画マスタープラン」、「第 2 期田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「立地適正 化計画」等による各種定住・移住の新たな取り組みが図られています。

さらに、南海トラフ地震が発生した場合には、津波による甚大な被害が予測されるなど、住宅 施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

このため、時代の要請や市民ニーズに応じた住宅政策の体系的・総合的な推進をめざし、近年 の住宅政策の動向および本市の地域特性や住宅事情、施策推進のための戦略計画等について検討 し、本市における住宅施策・住環境の整備の指針となる「田原市住生活基本計画」の進行をチェッ クして、内容を見直し、今後の住宅施策に反映させていくこととします。

2. 計画の期間

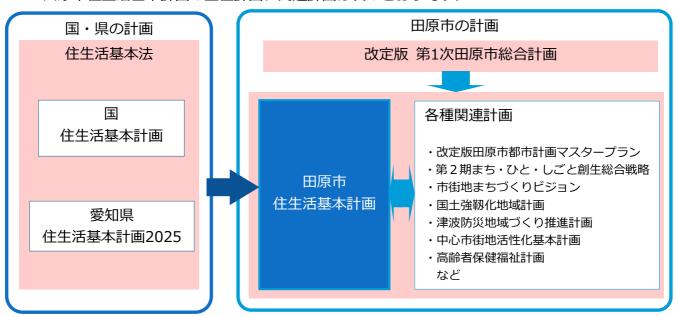
計画の期間・目標年次

平成 29 (2017) 年度から令和 7 (2025) 年度(目標年次)

	H27	28	29	30	31	R2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			田原	市伯	生活	基本	計画((H29)~R	7年度	()										
各		住生	E活星	本計	画(国)((H28	- R7	7年度)											
計	愛知県住生活基本計画2025(H28~R7年度)																				
画	画 改定版 第1次田原市総合計画																				
の	(H25~R4年度)																				
期	改定版田原市都市計画マスタープラン(H28~R17年度)																				
間						ひと	٠ ١	ごと	iまち :創生 6年度	総											

3. 計画の位置付け

田原市住生活基本計画の上位計画、関連計画は次のとおりです。



田原市住生活基本計画(平成29年度~ 令和7年度)の概要

◆住まい・まちをめぐる社会潮流

- ●少子・高齢化社会、人口減少時代への対応
- ●高まる住宅の安全性に対する関心への対応
- ●成熟社会の到来への対応
- ●価値観・ライフスタイルへの変化への対応
- ●地球温暖化など環境問題への対応
- ●地域再生、地域の個性化への対応
- ●持続可能な開発目標を踏まえた対応

◆上位関連計画

■国・住生活基本計画(平成28年3月)

- 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯 が安心して暮らせる住生活の実現
- 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活 の実現
- 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安 定の確保
- 目標4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システ ムの構築
- 目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住 宅ストックへの更新
- 目標6 急増する空き家の活用・除却の推進
- 目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
- 目標8 住宅地の魅力の維持・向上

■愛知県住生活基本計画 2025(平成 29 年 3 月) 【あいちの住まいとまちの将来像】

- ① 命が守られ、県民の誰もが安心して暮らしている
- ②ライフステージごとのニーズに応じた良質な住まい を誰もが確保できている
- ③リニア開業を見据え、国内外から人を惹きつける魅力あるまちが広がっている
- ■田原市総合計画(平成25年3月)

理念:みんなが幸福を実現できるまち

将来都市:うるおいと活力のあるガーデンシティ

- 改定版田原市都市計画マスタープラン(平成 28 年 3 月) 【田原市の都市づくりの方向】
- ・市街地(街)と集落(町)等が機能を適切に分担し ながらネットワークによってつながれ、それぞれの 市街地と集落が共に生き続けられる多極ネットワー ク型のコンパクトシティを目指す

◆住まい・まちづくりの特性と課題

■田原市の主な特性

- ・三方を海に囲まれた自然豊かな半島
- ⇒地震による津波等の被害や高潮による浸水が想定
- ・日本一の産業県で県内 5位の製造品出荷額等を誇る 工業、農・漁業も盛ん(農業産出額全国1位)
- ・田原藩城下町の風情が残る街並み
- ・新幹線豊橋駅と結ぶ定時性の高い鉄道を有する

住まい・まちづくりのための主要課題

- ① まちなか居住の促進
- ② 定住・移住の促進
- 安心・安全な住まいづくりの推進
- 高齢者等に対応した居住環境の向上
- 住宅ストックの有効活用と長寿命化の推進
- ⑥水と緑を活かした田原らしい住まいづくりの推進 ●住まいを選ぶ際に重視されている通勤・通学の
- 便利さ、日常的な買い物・飲食・医療などの生 活利便性の向上が必要(アンケート結果)

◆基本理念・基本方針

基本理念

書

S S

実

息

\$

館

3

下

町

0

魅

力と半

島

0

恵

3

が

息

ゔ

安

心

安全

の

ま

ち

 \blacksquare

原

基本方針

1.便利で賑わいのある住ま い・まちづくり

重点テーマi魅力あるま ちなか居住の実現

- 2.産業の活力を活かした新規 定住を促す住まい・まちづ < 0
 - 重点テーマ ii 市内企業へ の就業者のための多様な 住まいの確保
- 3.安心・安全に住み続けられ る住まい・まちづくり
 - 重点テーマ iii 超高齢社会 に対応した住宅ストック 等のさらなる確保
- 重点テーマ iv 地震・津波 災害等に対応した安全な 住宅地の確保
- 4.豊かな環境を享受できる住 まい・まちづくり
- 5.地域の特性を活かした住ま い・まちづくり
- 重点テーマ v空き家・空き地 の有効活用の促進
- 重点テーマ vi 多様なライ フステージに応じた、環 境にやさしく健康的なラ イフスタイルの実現

◆推進施策

推進する施策

- ①魅力あるまちなかの居住環境整備
- ②街並み景観の整備
- ③都市基盤の整備
- ④都市機能の充実
- ①多様な年齢層の居住の促進・支
- ②多彩な居住の誘導・支援
- ①安心して住める住宅の整備 ②地域ぐるみの自主防災・防犯活
- 動の推進 ③高齢者や障がい者のための居 住の場の整備・支援
- ④住替えしやすい住宅環境の整備・ 支援
- ⑤子育てしやすい環境づくり
- ⑥人にやさしいまち(街)づくり の推進
- ⑦建物の安全評価や健康住宅の 普及啓発
- ①空き家の有効活用の促進 ②サーファー等の移住促進
- ③環境に配慮した暮らし方の普及 4 農村地域・沿道景観の整備 ⑤農村地域の住宅改修や管理の支援 ⑥歴史的・伝統的な住宅の活用
- ①市内で住替え、住み続けること ができる住宅の供給

戦略的な住宅施策

- ①共同建替えのしくみづくり ②賃貸マンション等の誘導
- ③まちなかにおける土地の流動 化による住宅地の供給
- ④市有地の有効活用
- ①若いファミリー層向け賃貸住 宅の供給促進
- ②計画的な住宅地の供給
- ③住宅取得への支援

①住宅バリアフリー化・住宅改修 の促進

- ②市営住宅の計画的な長寿命化の 推進・セーフティネットへの対応
- ③居住者の利便性に配慮した市営 住宅の改修
- ④民間住宅借上げ制度等の検討
- ⑤耐震診断・耐震補強の支援
- ⑥津波災害警戒区域における施設 立地の制限等の検討
- ⑦宅地・建物等の地盤嵩上げ・ RC 化・ピロティの補強の促進

①空き家の有効活用

- ②サーフタウン構想実現による サーファー等の移住促進
- ①田園居住や交流居住の推進

【田原地域】

市内における住替えや、 ファミリー層の居住、企業 立地による増加人口の居 住・定住が可能になるよう に良質な共同住宅や戸建住 宅を誘導

◆地域別の方針

- 田原城跡・周辺における歴 史的環境や文教の雰囲気に 調和した住宅の誘導
- 鉄道があることを活かした 開発等の誘導
- ・市街化区域に隣接した天白地区 と梅硲地区を新規の居住候補 地区とする

【赤羽根地域】

- ・地域北部の土地区画整理事業 推進
- サーフタウン構想に基づく 宅地開発や空き家活用による 住環境の整備・提供

【福江地域】

- 防災性の高いゆとりある良好な 住宅地の形成
- ・渥美地域における市営住宅建替 計画の見直し
- ・市街化区域及び市街化区域に 隣接した適地において宅地 供給の検討
- 新たな賑わいの創出を図るため 再開発などの手法を検討

【新住宅地】

ファミリー層や企業従業員 が居住・定住するための宅 地・住宅の供給

【農村地域】

- ・居住環境の向上と農地の保 全のための集落整備
- 農漁業後継者、Uターン・ I ターン希望者等のための 住宅確保や農家住宅等を活 かした交流居住・田園居住 のできる環境を整備

推進体制 ①住まい手サポーター・リフォーム隊の育成 ②地域コミュニティにおけるまちづくりの支援 ③市内外の民間の情報交換・研究会の設置

第1章 住宅施策の方向性

- 1-1 住生活基本法に基づく住まい・まちづくりの方向
- 1-2 田原市の上位計画・関連計画

1-1 住生活基本法に基づく住まい・ まちづくりの方向

(1) 住生活基本計画【国】

国においては、住生活基本法(平成 18 年施行)を制定し、これに基づいて、具体的な施策の方向として「住生活基本計画」を策定しました。

図表 1-1-1 住生活基本計画(平成 28 年 3 月)

	基本的な方針
現況と今後	・少子高齢化・人口減少の急速な進展。大都市圏における後期高齢者の急増
10 年の課題	◇人口減少と少子高齢化
	◇地方圏の人口減少と継続・増大する大都市圏への人口流出
	◇大都市圏における後期高齢者の急増
	◇生活保護受給世帯の増加
	・世帯数の減少により空き家がさらに増加
	・地域のコミュニティが希薄化しているなど居住環境の質が低下
	・少子高齢化と人口減少が、住宅政策上の諸問題の根本的な要因
	・リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ
	・マンションの老朽化・空き家の増加により、防災・治安・衛生面での課題が顕
佐笠の甘土	在化するおそれ
施策の基本 的な方針	・3つの視点と8つの目標①「居住者からの視点」
「四八七八五日	① 「活住台がらの祝点」 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生
	活の実現
	目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
	目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
	②「住宅ストックからの視点」
	目標4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築
	目標 5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
	目標6 急増する空き家の活用・除却の推進
	③「産業・地域からの視点」
	目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
+	目標8 住宅地の魅力の維持・向上
施策の総合	①住生活に関わる主体・施策分野の連携
的かつ計画 的な推進	②消費者の相談体制や消費者・事業者への情報提供の充実 ③住宅金融市場の整備と税財政上の措置
トンペンド作	③住宅金融中場の整備と优別政工の指置 ④全国計画、都道府県計画、市町村における基本的な計画の策定
	⑤ 政策評価の実施と計画の見直し

(2)愛知県住生活基本計画 2025【愛知県】

住生活基本法に基づいた愛知県住生活基本計画として、「愛知県住生活基本計画 2025」が策定されました。

図表 1-1-2 愛知県住生活基本計画 2025 の概要

愛知県における住まいとまちの将来像

- ・命が守られ、県民の誰もが安心して暮らしている
- ・ライフステージごとのニーズに応じた良質な住まいを誰もが確保できている
- ・リニア開業を見据え、国内外から人を惹きつける魅力あるまちが広がっている

住まい・まちづくりの基本的な方針

「安心・安全」に暮らす

目標1 切迫する南海トラフ地震などに備える住まい・まちづくり

- (1) 地震等の災害に強い住まい・まちづくり
- (2) 大規模災害発生後の復興体制づくり

目標2 高齢者などが自立して暮らすことができる居住環境の実現

- (1) 高齢者・障がい者等が暮らしやすい居住環境の整備
- 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- (1) 公営住宅の適切な管理と供給
- (2) 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進

住まいを「未来」へつなぐ

目標4 世代をつないで使える良質な住まいの供給

- (1) 資産として継承できる良質な住宅の供給
- (2)地域の住宅生産者の育成と地域材を活かした住まいづくり
- (3) 防犯性の高い住まい・まちづくり

目標5 リフォームなどの推進による良質な住宅ストックの形成と流通促進

- (1) リフォーム・リノベーションの推進
- (2) 分譲マンションの適切な管理と再生の促進
- (3) 住まいが円滑に流通する環境の整備

目標6 地域を生かす空き家の利活用の推進

(1) 地域の特性に応じた空き家の活用・除却

あいちの「魅力」を高める

目標7 あいちの強みを生かした豊かな住まい・まちづくり

- (1) ゆとりある住環境を生かした若年世帯を応援する住まい・まちづくり
- (2) 環境に配慮した持続可能な住まい・まちづくり

目標8 リニア開業を見据えた人を惹きつける住まい・まちづくり

- (1) 良好な市街地整備の推進
- (2)地域が主体となって進めるまちづくり

| The content of th

1-2 田原市の上位計画・関連計画

(1)田原市総合計画

平成 18 年度に策定した「第 1 次田原市総合計画」を改定し、急激な社会経済状況の変化や、成熟型社会における人々の価値観の多様化に対応できるまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの幸福の創出に主眼を置いた 10 年先を見据えたまちづくりの指針として、平成 25 年 3 月に「改定版 第 1 次田原市総合計画」を策定しました。

図表 1-2-1 田原市総合計画(2013~2022)の概要

I目指す都市の姿 1まちづくりの理念

みんなが幸福を実現できるまち

I目指す都市の姿 2 将来都市像

うるおいと活力のあるガーデンシティ

Ⅱ将来都市像実現のための方針 1まちづくりの方針

「市民の幸福感」を根幹に据えたまちづくり

多様な主体との連携により成長し続けるまちづくり

参加と協働による持続可能なまちづくり

Ⅱ将来都市像実現のための方針 2-1土地利用の方針

- (1) 地域の個性の発揮
- (2) 広域ネットワークの構築
- (3) 災害への備えと対応
- (4) 効率的で賑わいのある市街地の形成

Ⅱ将来都市像実現のための方針 2-2都市基盤の整備計画

- (1) 幹線道路等の充実
- (2) 港湾の振興
- (3) 水環境の整備

■土地利用概念図





基本計画 施策の方向(住宅関連の主なもの一部抜粋)

【地域・住環境の整備】

- ■集落環境の整備
- ○農道や農業用排水路、集落内の道路、排水路、防災安全施設等の整備を進め、自然環境との 調和に配慮しながら生活環境の向上を図ります。
- ■地域の総合整備
- ○表浜海岸における自然景観の素晴らしさを広くPRし、市民との共通認識の下、海岸保全施設の早期整備・促進を関係機関に働きかけ、表浜地域の総合的な環境整備の促進を図ります。
- 住環境の整備
- ○少子高齢化・人口減少社会に対応した居住環境の整備を図るとともに、公的宅地の供給や空き家・空き地バンク制度の活用等による市内への定住を誘導し、安全で住みやすいまちづくりを進めます。
- ○老朽化した公営住宅の居住環境の向上を図るため、建替えや計画的な施設修繕に努めます。
- ■バリアフリー化の推進
- ○多機能型トイレや手すり・点字ブロックの設置などにより、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ○講座の開催などを通じ、バリアフリーに関する市民の意識を高めます。

【市街地の整備】

- ■市街地の再生整備
- ○市民、地域、各種団体と連携を図り、まちなかの賑わいの創出に努めながら、各市街地の地域特性に応じた都市基盤の整備、充実を図ります。
- ○未利用の市有地や公共施設の有効活用により、賑わいづくりや定住誘導に向け、住宅や集客 施設等の適切な誘導を図ります。
- ○未利用地の有効活用を促し、健全な市街地形成を図ります。
- ○地域住民、関係団体とともに、三河田原駅を中心とした賑わいの創出を図ります。
- ■新市街地の整備
- ○市民協働によるまちづくりの理念の下、北部臨海部 (浦片地区) の土地区画整理組合等に対し運営指導、事業支援を実施することにより、計画的な都市基盤整備を進めます。

(2)田原市都市計画マスタープラン

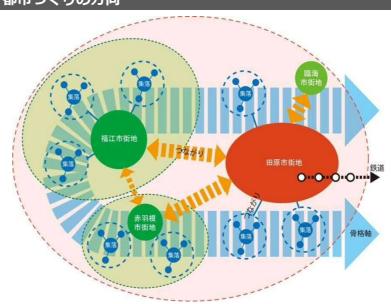
平成 20 年度に「田原市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画による都市づくりを進めてきました。しかしながら、本格的な人口減少・少子化時代の到来に対し、人口減少をできる限り抑制しつつ、本市において今後起こりうる問題、課題に向き合い対策を検討するとともに、より一層災害に強いまちづくりを進めるため、平成 28 年 3 月に「改定版 田原市都市計画マスタープラン」を策定しました。

図表 1-2-2 改定版田原市都市計画マスタープラン(2016~2035)の概要

都市づくりの理念

都市づくりの方向

市街地(街)と集落(町)等が機能を適切に分担しながらネットワークによってつながれ、それぞれの市街地と集落が共に生き続けられる多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指します。



都市づくりの目標

地理的条件を克服する広域ネットワークづくり

地震・津波等の災害に対応した安心・安全な都市づくり

地域特性を活かした拠点にふさわしい市街地(街)づくり

将来も持続可能な集落(町)づくり

渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり

住民等が主体となって進めるまちづくり

将来都市フレーム

まち・ひと・しごと創生法に基づく"田原市人口ビジョン"で、都市計画マスタープランの目標年次である令和 17 年(2035 年)の将来人口(展望)を 61,384 人と設定していることから、本計画においてもこの目標人口を人口フレームとして設定します。

改定版田原市人口ビジョンでは令和 17 年(2035 年)の将来人口(展望)を 60,396 人と設定していますが、改定版田原市都市計画マスタープランとの整合性を図り当初計画のとおりとします。

将来の住宅用地

○社会移動の目標に対する各市街地への誘導に関する方針の設定 各市街地の役割や将来人口動向等を考慮し、社会移動の人口増加分を次のように誘導する。

基本方針	社会移動の人口増加分 5,332 人の受け皿として、田原市街地、赤羽根市街地、福 江市街地で対応します。
誘導の方針	赤羽根地域、渥美地域の各市街化調整区域から流出する人口相当分を赤羽根市街地、福江市街地に誘導し、残りを臨海市街地に一番近く、医療、教育、交通などの機能が最も充実している田原市街地に誘導します。

- 日の手学	田原市街地	4,932 人		
人口の誘導(総数・5.2221)	赤羽根市街地	76 人		
(総数:5,332人)	福江市街地	324 人		

※赤羽根市街地(76人)、福江市街地(324人) については、各市街地で収容可能

- ○田原市街地における必要な住宅用地の算定
 - ・田原市街地にて対応する人口(4,932人)については、市街地内の低・未利用地及び空き家の活用による対応可能人口を算出した上で、不足分(1,393人)を市街化区域拡大により対応。

全体構想 住宅・宅地の方針

人口減少が予測される中、人口減少に歯止めをかけ、目標人口を達成するためには、住宅・宅地の整備を進めるともに、様々なニーズにあわせた住宅・宅地の供給が必要となります。そのため、以下の取組を進めます。

- ○市街地の住宅・宅地の方針
 - ・低・未利用地の活用により住宅・宅地の創出を図るとともに、空き家の活用を図り、住宅の供給を 推進します。
 - ・まとまった私有地の低・未利用地については、良好な住宅地にするための方策を検討します。
 - ・空き家、低・未利用地の活用については、共同建替えによる民間借り上げ賃貸住宅等の制度を活用 し、住宅・宅地の供給を図ります。
 - ・市街化調整区域からのまちなか居住ニーズや田舎暮らしニーズなど、様々なニーズに対応していきます。
 - ・老朽木造住宅が密集した地域における共同建替え等への支援を行います。
 - ・良好な街並み形成を図るため、適切な地区計画の設定を検討します。
 - ・公共施設跡地について、住宅としての土地利用を検討します。
 - ・高齢者向け住宅の計画的な整備を検討します。
 - ・高齢者向け住宅(ケア付き住宅を含む。)や住宅リフォームなど、高齢者が暮らしやすい住環境の 整備に取り組みます。
 - ・市街地への民間賃貸住宅建設等の誘導を図り、まちなか居住ニーズへの対応を図っていきます。
 - ・田原赤羽根土地区画整理事業を早期に進め、住宅・宅地の供給を図るとともに適切な地区計画の設 定を検討します。
- ○市営住宅
 - ・安心・安全な住環境の確保のため、高木住宅の建替を検討します。
 - ・老朽化にあわせて、建替等を検討します。
- ○その他の地域
 - ・津波対策等による住宅供給の必要性がある場合は、地域の実情と将来のビジョンに即して柔軟に対応を図ります。
- ○耐震改修の促進
 - ・旧基準住宅(昭和56年以前に建築された住宅)の耐震化の促進を図り、適切なリニューアルを進めることにより住宅ストックの改善に努めます。